

第 11 次北海道交通安全計画について

1 計画について

(1) 根拠法令

交通安全対策基本法により都道府県に作成義務が課せられています。

交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）抜粋
（都道府県交通安全計画等）

第 25 条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 第 11 次計画について

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき作成されますが、現計画（第 10 次計画）の期間が、平成 28 年（2016 年）から令和 2 年（2020 年）であることから、新計画（第 11 次計画）を作成する必要があります。

2 作成作業について

前回の第 10 次計画と同様に、令和 2 年 10 月頃に予定される国の「交通安全基本計画（中間案）」公表後、幹事の皆様に原稿の作成をお願いする予定です。

スケジュール	
R 2. 8	基本構成の検討や計画に追加して盛り込むべき重点課題について、関係する機関へ必要の都度照会
10	国の交通安全基本計画中間案公表（予定）
10～11	国の中間案を受けて、各幹事に所管する部分の原稿作成を依頼
11～12	幹事会（素案原案協議。必要に応じ複数回開催）、素案取りまとめ
R 3. 3	国の交通安全基本計画公表（予定）
3～4	パブリックコメント
4～6	幹事会（パブコメの結果を踏まえて計画案協議） 必要に応じ一部の委員による小委員会を開催
7	交通安全対策会議（計画決定）